特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校） 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

神奈川県教育委員会

公表日

令和8年10月23日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校）
②事務の概要	【令和8年度以降の本則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金に関する法律」という。）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(本則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒等の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知 【令和8年度以降の附則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（令和8年度以降の附則における事務の場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(附則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の保護者等の所得が一定基準以下であること等が要件となることから、情報提供ネットワークシステムを介して保護者等の税額情報等を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定申請書の提出（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの保護者等の個人番号の提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用し、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した情報等を基に受給資格の認定、支給額の決定 ⑤受給資格の認定結果の通知、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒等が7月以降においても引き続き就学支援金の受給を希望する場合には、各学年時の7月に収入状況届出書を提出 ⑦⑥で保護者等の個人番号の提出があった場合は上記③～⑤を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒等のうち、再度7月に受給資格認定申請書を個人番号とともに提出された場合は、上記③～⑤を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
就学支援金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・就学支援金に関する法律　第4条 ・就学支援金に関する法律施行規則　第3条 ・住民基本台帳法　第30条の9 ・住民基本台帳法　別表第3　5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第6　5、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第3条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第6条第6項（別表第六）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　151の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループ
②所属長の役職名	財務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588　横浜市中区日本大通1 TEL　045-210-3720 教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8588　横浜市中区日本大通1 TEL　045-210-8113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8588　横浜市中区日本大通1 TEL　045-210-8113
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[　]	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校）に係る個人情報保護評価書（基礎項目評価）	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校） 基礎項目評価書	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳ　リスク対策	なし	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」が追加	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目　1．対象人数	平成30年1月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目　2．取扱者数	平成30年1月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅰ　関連情報　7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8509　横浜市中区日本大通33	神奈川県教育局行政部財務課財務指導グループ 〒231-8588　横浜市中区日本大通1	事後	執務室の移転に伴う修正
令和3年8月18日	Ⅰ　関連情報　8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒231-8509　横浜市中区日本大通33	〒231-8588　横浜市中区日本大通1	事後	執務室の移転に伴う修正
令和3年8月18日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	Ⅱ　しきい値判断項目　2.取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う修正
令和4年7月8日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	・一定基準以下 ・保護者等のマイナンバーカード（通知カードも可。以下同様）	・一定基準未満 ・保護者等の個人番号	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅰ　関連情報　2．特定個人情報ファイル名	就学支援金特定個人情報ファイル(公立学校)	1　台紙入力シート　2　住基ネット照会結果 3　台紙入力シート作成・住基照会	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱ　しきい値判断項目　2.取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅳ　リスク対策　4．特定個人情報ファイルの取扱い委託	[　]委託しない	[○]委託しない	事後	時点修正
令和5年8月22日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカードの写しの提出	就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月22日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	時点修正
令和5年8月22日	Ⅱ　しきい値判断項目　2.取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅰ　関連情報　3. 個人番号の利用	別表第一91の項	別表123の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う修正
令和7年7月15日	Ⅰ　関連情報　4. 情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	同法別表第二113の項	主務法令第2条の表123	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う修正
令和7年7月15日	Ⅰ　関連情報　4. 情報提供ネットワークによる情報連携　②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号	削除	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う修正
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数	令和5年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅱ　しきい値判断項目　2.取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	Ⅳ　リスク対策8	ー	記載のとおり	事後	
令和7年7月15日	Ⅳ　リスク対策11	ー	記載のとおり	事後	
令和8年6月3日	Ⅰ　関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	申請をする生徒	申請をする一部の生徒	事後	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴う修正
令和8年6月3日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	時点修正
令和8年6月3日	Ⅱ　しきい値判断項目　2.取扱者数	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月23日	Ⅰ　関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	申請をする一部の生徒（以下「生徒」という。）が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者（以下「保護者等」という。）の所得が一定基準未満であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請（1学年時の4月入学時） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	それぞれ次の場合について追記 【令和8年度以降の本則における事務】 【令和8年度以降の附則における事務】	事前	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴う修正
令和8年10月23日	Ⅰ　関連情報　2．特定個人情報ファイル名	1　台紙入力シート　2住基ネット照会結果　3台紙入力シート作成・住基照会	就学支援金特定個人情報照会ファイル	事前	高等学校等就学支援金事務処理システムの改修に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月23日	Ⅰ　関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	―	以下を追加 ・就学支援金に関する法律　第4条 ・住民基本台帳法　第30条の9 ・住民基本台帳法　別表第3　5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第6　5、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第3条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第6条第6項（別表第六）	事前	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴う修正
令和8年10月23日	Ⅰ　関連情報　6.他の評価実施機関	―	なし	事後	
令和8年10月23日	Ⅰ　関連情報　7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588　横浜市中区日本大通1 TEL　045-210-3714	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588　横浜市中区日本大通1 TEL　045-210-3720	事後	
令和8年10月23日	Ⅱ　しきい値判断項目　1.対象人数	令和8年4月1日　時点	令和8年9月1日　時点	事後	時点修正
令和8年10月23日	Ⅱ　しきい値判断項目　2.取扱者数	令和8年4月1日　時点	令和8年9月1日　時点	事後	時点修正
令和8年10月23日	Ⅳ　リスク対策　8.人手を介在させる作業　判断の根拠	①マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18 日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事前	高等学校等就学支援金事務処理システムの改修に伴う修正